

○横須賀応援ふるさと納税支援業務受託事業者選考委員会設置要綱

(設置)

第1条 横須賀市のふるさと納税支援業務に係る受託事業者(以下「事業者」という。)の選考を、公平かつ適正に実施するため、横須賀応援ふるさと納税支援業務受託事業者選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、横須賀市のふるさと納税推進事業に係る業務の提案をした者について、その者が提出した書類の内容等を審査し、市長に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 広報課長
- (2) 財務管理課長
- (3) 企画課長
- (4) 観光課長
- (5) 企業誘致・工業振興課長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、財務管理課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財務部財務管理課において行う。

(守秘義務)

第8条 委員(委員の職を退いた者も含む。)及び前条の規定により委員会に出席した者は、委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。